

租税教室を開催しました。

2019年2月4日(月)

6年生対象に租税教室を開催しました。講師として四国法人会のメンバーの方々がお出でくださいました。わたしたちの暮らしは公共の施設やサービスによって成り立っています。学校教育、道路や交通設備、図書館、警察・消防など、身の回りの多くのものが税金でまかなわれています。社会科で学習した国民の義務である、納税（のうぜい）の義務（憲法第30条）、子供に教育を受けさせる義務（第26条）、勤労の義務（第27条）のうち、納税義務を果たすことの大切さを教えていただきました。

